

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年12月6日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年10月7日（金）午後3時35分頃、周南市花畠町において、環境生活部人権推進課職員が運転する公用車が、国道2号を走行中、車線変更をしようとした際、右側の車線を走行していた車両と接触し、相手方車両が損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥107,250-

2 専決処分の年月日

令和4年11月22日